

国民健康保険における非自発的失業者に対する軽減措置について

会社の倒産・解雇などによる離職や雇い止めによる離職をされた場合、国民健康保険税の計算などにおいて該当者の給与所得を30/100として算定する軽減措置があります。

1. 対象者

次の条件全てを満たす人。

- ①国民健康保険の加入者であること。
- ②離職時点で65歳未満の人。
- ③雇用保険受給資格者証をお持ちで、下記の離職理由コードに該当する人。

離職理由コード(11、12、21、22、23、31、32、33、34)

※高年齢受給資格者(65歳到達日以後離職された人)および特例受給資格者(季節的に雇用されるまたは短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者)の人は対象となりませんのでご注意ください。

- ④非自発的失業軽減の申請書の提出があること。

2. 持ち物

- ・養老町国民健康被保険証
- ・雇用保険受給資格者証
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)

3. 軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

例)令和3年3月31日～令和4年3月30日までに離職した場合

令和5年3月31日まで軽減措置が受けられます。

※申請が遅れても、遡って軽減を受けることができる場合があります。

国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新を忘れずに！

現在お手元にある認定証の有効期限は7月31日までとなっています。引き続き認定証が必要な人は、下記のものを持参し、住民環境課で手続きを行ってください。

持ち物

- ・お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・養老町国民健康保険被保険者証
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・マイナンバーが確認できる書類
- ・本人確認できる書類(免許証など)
- ・委任状(別世帯の人が申請される場合)

※申請された月の初日から有効となります。

☎ 住民環境課 ☎ 32-1104

国民年金保険料の口座振替について

国民年金保険料(以下、年金保険料)の納付方法は納付書(現金)での納付の他に、口座振替で納付する方法などがあります。口座振替は納め忘れがなく、手続きも簡単にでき、年金保険料の割引制度も利用できるのをおすすめです。

毎月年金保険料を納める際、当月分の年金保険料を当月末に引き落とす「早割」を申し込むと月額50円の割引になります。前納すれば、さらに割引があります。(前納にはそれぞれ申込期限がございますので事前にご確認ください)

○手続き場所・必要書類

振替先口座がある金融機関または大垣年金事務所、役場の住民環境課まで下記のものをお持ちください。

- ・年金手帳または納付書
- ・預貯金通帳
- ・預貯金通帳届出印

☎ 大垣年金事務所 ☎ 78-5166
住民環境課 ☎ 32-1104